

第1章 最良執行義務強化の背景

第2章 個人投資家にとってのSORと最良執行

第3章 執行先としてのPTSとダークプールとHFT業者について

第4章 最良執行義務強化がもたらす変化について

## SORの基本構造様式(概要)

最良執行義務の為の証券会社の**執行先**選択ポイント(金融審議会での取り纏め)

① 執行先等	取引所	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証において執行可能</li> <li>東証及び地方取引所において執行可能</li> </ul>
	PTS	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTS2社において執行可能</li> <li>PTS1社において執行可能</li> <li>PTSにおいては執行不可</li> </ul>
	ダークプール	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の運営するダークプールにおいて対当可能</li> <li>他社の運営するダークプールにおいて対当可能</li> <li>自社及び他社の運営するダークプールにおいて対当可能</li> <li>ダークプールにおいては対当不可</li> </ul>
② 基本となる注文執行のルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>最良気配を提示している市場から順にIOC注文するもの</li> <li>複数市場に対して分割して同時にIOC注文するもの</li> </ul>	
③ 同値の場合の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も流動性がある市場で執行</li> <li>顧客の支払う手数料が安い市場で執行</li> <li>事前に指定された市場で執行</li> <li>事前に指定された順番で市場を回送</li> </ul>	
④ SORにより発注した後、約定前に、執行先の市場において気配が消えており、約定できなかった場合の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も流動性のある市場で執行</li> <li>事前に指定された市場で執行</li> <li>最良気配を提示している市場を再検索</li> </ul>	